



# 市議会・選挙

## 市議会

### 市議会のしくみ

市議会は、市の自治に関する事項について、その意思を決定する議決機関です。条例や予算を議決するほか、市の事務の監視などを行っています。議会の決定に基づいて、自らの判断と責任において実際に事務を行うのが、市長や教育委員会などの執行機関です。議決機関(市議会)と執行機関(市長等)は対等の立場に立って、よりよい大館市政の実現のために努力しています。

#### 議員

市議会は、選挙によって選ばれた、市民の代表である市議会議員によって組織されます。本市の市議会議員の条例定数は26人で、任期は4年です。

#### 議長と副議長

議長と副議長は、議員の中から議会の選挙で選ばれます。議長は、議場の秩序を保ち会議を円滑に進めるほか、議会を代表する重要な役割を果たします。副議長は、議長が病気や辞職などで不在となったときに、議長の職務を務めます。

### 本会議

全議員で構成する会議で、定例会と臨時会があります。

#### 定例会

定期的に招集される会議です。大館市では条例により年4回、通常は3月、6月、9月、12月に開催します。

#### 臨時会

特定の事件に限って審議が必要な場合に随時招集される会議です。

#### 一定例会の流れ

本会議	開会	
	議案等の上程	市長が提出議案等を説明します
	一般質問	議員が市政全般について質問し、市長等が答弁します
	議案等の付託	議案等の審査をそれぞれ所管する委員会に委ねます



常任委員会 各委員会で議案等を審査します



本会議	委員長報告	委員会の審査の経過と結果を報告します
	報告事件の審議(質疑・討論・採決)	各委員会の審査結果に基づいて、全議員で議案等の可否を決定します
	閉会	

### 委員会

議会の内部組織として、本会議における審議の予備的審査、調査機関として設置されます。

#### 常任委員会

市の事務は広範で多岐にわたり、しかも専門化・技術化

しているため、合理的・能率的に議案や請願・陳情などを調査・審査するために、部門別に設けられている常設の委員会です。大館市議会には4つの常任委員会が設置されており、全議員がいずれかの常任委員会に所属しています。任期は2年です。

常任委員会	定数(人)	所管事務
総務財政	7	総務部、会計課、総合支所、消防本部、選挙管理委員会、監査委員の所管に関する事項、他の常任委員会に属しない事項
厚生	7	市民部、福祉部、市立総合病院、市立扇田病院
教育産業	6	産業部、観光交流スポーツ部、教育委員会、農業委員会
建設水道	6	建設部

#### 議会運営委員会

議会を円滑に運営するために設けられている常設の委員会です。会期の決定や日程、一般質問の順序など、議会の運営に関することや議会の会議規則、委員会に関する条例等に関すること、議長の諮問に関することなどについて協議します。委員定数は議会の議決によって定め、任期は2年です。

#### 特別委員会

常任委員会、議会運営委員会のほかに、特定の事件を審査するために必要である場合に臨時的に設置される委員会です。大館市議会では、市の歳入歳出予算の執行実績である決算の内容を審査し、適法・正当であるかを確認するため、「一般・特別会計決算特別委員会」と「企業会計決算特別委員会」を毎年9月定例会において設置し、その審査結果に基づいて前年度決算の認定・不認定を決めます。

### 市議会への請願・陳情

市政などについての意見や要望があるときは、いつでも、誰でも市議会に対して請願書や陳情書を提出することができます。提出された請願(陳情)書は、議会が審議が行われ、願意が妥当であれば採択されて市長等に送付されます。

#### 提出方法

請願(陳情)書には決まった様式はありませんが、次の要領で提出してください。

- ①議長宛てに提出してください。
- ②請願(陳情)書には、趣旨、提出年月日、請願(陳情)者の住所(法人の場合は、名称及び所在地)を記載し、請願者(法人の場合は、代表者)が署名または記名押印してください。
- ③請願書には紹介議員の署名または記名押印が必要です。

**お問い合わせ** 議会事務局 議事調査係 ☎43-7108

### 市議会を傍聴してみませんか

市議会の定例会、臨時会の本会議は一般市民に公開して、会議の様様をどなたでも傍聴することができます。傍聴をご希望のかたは、市役所5階の傍聴席入り口までお越しください。本会議は通常、午前10時(最終日は午後1時)に開会します。

※日程や開会時刻等については、議会事務局までお問い合わせください。

傍聴の受け付けは本会議の開会15分前から行います。「傍聴人受付簿」に、住所、氏名、年齢を記入し、係員の

指示に従って傍聴してください。  
先着順で定員になり次第、締め切らせていただきます。  
なお、団体での傍聴をご希望される場合は、あらかじめ  
議会事務局までお問い合わせください。

### ❑次のことにご注意ください

#### 傍聴席に入ることのできないかた

- ①銃器その他の危険なものを持っているかた
- ②酒気をおびていると認められるかた
- ③異様な服装をしているかた
- ④張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼりなどを携  
帯しているかた
- ⑤笛、ラッパ、太鼓、その他の楽器などを持っているかた
- ⑥このほか、会議を妨害し、または人に迷惑を及ぼすと  
認められるかた

#### 傍聴の際に守っていただくこと

- ①議場における言論に対して、拍手その他の方法により  
公然と可否を表明しないこと
- ②談論、放歌、高笑などをして騒ぎ立てないこと
- ③はちまき、腕章をするなどの示威的行為をしないこと
- ④ぼうし、コート類、えりまきなどを着用しないこと(た  
だし、病気その他の理由で議長の許可を得たときは着  
用できます)

- ⑤飲食または喫煙をしないこと
- ⑥みだりに席を離れ、または不体裁な行為をしないこと
- ⑦携帯電話の電源を切る、またはマナーモードにすること
- ⑧写真、映画等の撮影、または録音をしないこと(ただ  
し、特に議長の許可を得た場合は可能です)
- ⑨このほか、議場の秩序を乱し、または会議の妨害とな  
るような行為をしないこと

### ❖モニター中継でもご覧いただけます

本会議当日の様子は、市役所本庁舎1階エントランス  
ホール・2階ホール、比内・田代両総合支所のホールに設  
置しているモニターで生中継しています。

## おおだて市議会だより

市議会では、定例会や臨時会の本会議の概要をはじめ、  
常任・特別委員会の活動、市議会全般にわたる活動を皆  
さんにお知らせするため、「おおだて市議会だより」を年  
4回(2月・5月・8月・11月)発行しています。  
「おおだて市議会だより」は、「広報おおだて」と一緒に皆  
さんのお宅に配布しています。また、市役所や比内・田代  
両総合支所にも用意しています。

**お問い合わせ** 議会事務局 議事調査係 ☎43-7108

## 選挙

### 選挙権と被選挙権

公職の種類	公職の任期	選挙権	被選挙権
衆議院議員	4年	日本国民で年齢 満18歳以上の かた	日本国民で年齢満 25歳以上のかた
参議院議員	6年		日本国民で年齢満 30歳以上のかた
知事		日本国民で年齢 満18歳以上の かたで、3カ月 以上県内の市町 村に住所がある かた	日本国民で県議会 議員の選挙権を持 つかたで、年齢満 25歳以上のかた
県議会議員	4年		日本国民で年齢25 歳以上のかた
市長		日本国民で年齢 満18歳以上の かたで、3カ月 以上大館市に住 所があるかた	日本国民で市議会 議員の選挙権を持 つかたで、年齢満 25歳以上のかた
市議会議員			

### 投票所入場券:はがき【選挙のご案内】

投票所入場券は、選挙人名簿に登録された選挙人  
本人であることの確認をスムーズにし、棄権を防  
止するために交付されるものです。  
入場券がなくても選挙人名簿に登録されているこ  
とが確認できれば投票することができます。

入場券が届かない、入場券を失くしたとい  
うようなときは、投票所の受け付けでお話しい  
ただか、選挙管理委員会事務局までご連絡  
ください。

入場券【選挙のご案内】はがきの裏面には、見  
本のように宣誓書兼請求書が印刷されていま  
す。

期日前投票をご利用になるかたは、必要事項  
をあらかじめ記入して持参すると受け付けが  
早く済みます。

### 入場券(裏面)の見本

**《 期日前投票 》**

期日前投票の際は、あらかじめ次の欄内に記入して持参すると、  
受付が早く済みます。

◎日時：○月○日(△)～○月○日(△)  
午前8時30分～午後8時

◎場所：市役所  
比内総合支所  
田代総合支所  
いとく大館ショッピングセンター

※ いとく大館ショッピングセンターのみ、午前10時～午後7時の開場となります。  
※ 投票の際は、日時・場所等を確認してお出かけください(印鑑不要)。

**期日前(不在者)投票 宣誓書 兼 請求書**

私は、 選挙の当日、次の理由に該当する見込みのため  
期日前(不在者)投票をしたいので、記載が真実であることを誓い投票用  
紙を請求します。

氏名 (自署)	年 月 日
大館市 での住所	大館市
理由 (※4は欠番)	<p style="text-align: center;">該当する番号を○で囲んでください。</p> <p>① 仕事・学業・地域行事の役員・本人または親族の冠婚 葬祭・選挙事務・その他( )に従事</p> <p>② 1以外の用事で投票区の区域外へ外出・旅行・滞在</p> <p>③ 病気・負傷・出産・身体障害等のため歩行困難</p> <p>⑤ 住所移転のため、他の市町村に居住</p> <p>⑥ 天災または悪天候により投票所に到達困難</p>
大館市以外で不在者投票を行うかたは、以下の欄にも記入してください。	
今住んで いる住所	〒 -
連絡先 電話番号	

<問い合わせ>  
〒017-8555 秋田県大館市宇中城20番地  
大館市選挙管理委員会事務局 ☎0186-43-7128

## 期日前投票

投票日に、仕事や旅行、レジャー、冠婚葬祭などの理由により投票所で投票できないかたは、投票日前でも、直接投票箱に投函できる期日前投票制度をご利用ください。  
※投票日に投票ができず、他の市区町村に滞在中など都合により、大館市での期日前投票もできないかたは「不在者投票」をご利用ください。

### 期日前投票ができる期間

「選挙期日の公示(告示)日の翌日から投票日前日まで」、土・日曜日に限らず毎日午前8時30分から午後8時まで。  
(注)いとく大館ショッピングセンターは時間が異なりますのでご注意ください。

### 期日前投票ができる場所

4カ所で行っています。場所は次のとおりです。

- ・市役所
- ・比内総合支所
- ・田代総合支所
- ・いとく大館ショッピングセンター

### 期日前投票に必要なもの

入場券(「選挙のご案内」はがき)のみご持参ください。  
入場券の裏面に、期日前(不在者)投票宣誓書兼請求書を載せています。

氏名・生年月日・現住所・理由の4項目についてあらかじめ記入して持参すると、受け付けが早く済みます。  
印鑑は必要ありません。

※病院などに入院中のかたや、仕事などの都合で大館市以外の市区町村に滞在していて期日前投票ができないかたは、これまでどおり「不在者投票」をご利用ください。

## 不在者投票

投票日に旅行や仕事の都合により、他の市区町村に滞在中のかたまたは指定病院・老人ホーム等に入院・入所中のかたは、滞在地の選挙管理委員会や入院中の病院などで投票ができる「不在者投票」をご利用ください。

※投票日には投票ができないけれども、投票日前には大館市での投票ができるかたは「期日前投票」をご利用ください。

### ◆不在者投票の種類(3種類)

#### 1. 大館市以外の他の市区町村での不在者投票

- 投票できるかた  
仕事や旅行などで投票日当日大館市での投票ができないかたで、大館市での期日前投票もできないかた
- 投票できる期間  
公示(告示)日の翌日から投票日前日まで。  
ただし、記載済み投票用紙が滞在先選挙管理委員会から大館市まで郵送となるため日数を要します。  
早めの投票をお願いします。  
※取扱時間は、市区町村によって異なりますのであらかじめご確認ください。
- 投票できる場所  
滞在先選挙管理委員会  
※それ以外の場所で記載した投票は無効(不受理)となりますので、ご注意ください。
- 請求方法等  
宣誓書兼請求書にご記入のうえ、選挙管理委員会に直接または郵送で投票用紙を請求してください。  
※宣誓書兼請求書用紙は、滞在先の選挙管理委員会でも、もらうことができます。

#### 2. 病院等での不在者投票

- 投票できるかた  
都道府県の選挙管理委員会が指定した病院、老人ホーム、身体障害者更生援護施設など法令で定められた施設に入院・入所中のかた
- 投票できる期間  
公示(告示)日の翌日から投票日前日までの午前8時30分から午後5時まで。
- 投票できる場所  
入院・入所している指定病院、老人ホームなど。
- 請求方法等  
施設の担当者にお申し出ください。  
※入場券(はがき)が届いているときは、お手元に用意しておいてください。

#### 3. 郵便等による不在者投票

- 投票できるかた  
身体に重度の障害があり、一定の要件にあてはまるかた。要件については次のとおり。  
次の(1)または(2)のいずれか1つにあてはまるかたが対象となります。  
(1)身体障害者手帳や戦傷病者手帳を持っていて身体に重度の障害のあるかた
    - ・両下肢、体幹、移動機能の障害  
……………1級・2級、特別項症～第2項症
    - ・心臓、腎臓、呼吸器、膀胱、直腸、小腸の障害  
……………1級・3級、特別項症～第3項症
    - ・免疫の障害……………1級～3級
  - (2)介護保険法上の要介護者
    - ・介護保険被保険者証の要介護状態区分が「要介護5」と記載されているかた
- ※この場合、大館市選挙管理委員会委員長が発行する郵便等投票証明書(本人記載用)が必要となります。

- 投票できる期間  
公示(告示)日の翌日から。  
ただし、投票用紙の請求期限は「投票日の4日前」までです。手続きはできるだけお早めに。

- 投票できる場所  
自宅等現在いる場所。

#### 郵便等による不在者投票の代理記載制度

身体等の障害について一定の要件に該当するかたで、さらに目や手に重度の障害をお持ちのかたは、郵便等による投票の際に代理記載による投票をすることができます。  
そのためには、郵便等投票証明書(代理記載用)が必要となります。

## 大学生の選挙は就学地で

大学などに就学するため他の市区町村に居住している学生等の住所は、原則として寮やアパート、または下宿しているところですので、選挙は就学地ですることになります。本市に住民票を置いたままにしていて本市の選挙人名簿に登録されているかたであっても、他の市区町村に住む大学生であることが判明すれば、本市での投票はできませんので、居住地に住民票を移す必要があります。

### お問い合わせ

選挙管理委員会事務局 選挙係 ☎43-7128